

犯罪被害に遭われた方へ

ひとりで悩まずにご相談ください

白岡市犯罪被害者等支援総合的対応窓口

(安心安全課内)

0480-92-1111 (内線372・374)

受付 月～金(祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分



※守秘義務は守りますので、安心してご相談ください。

※対応する職員は、男性・女性のいずれかご希望があれば応じます。

何をどうしたらいいのかわからない

犯罪被害に遭うと・・・

犯罪被害に遭った瞬間から様々な問題に直面し、どのように対処したらいいのかわかるとおもいます。

市には、支援のための窓口があります。

また、相談内容に応じて、適切な関係機関につなぐことも行います。まずは、ご相談ください。

誰に相談したらいいの？

市には、支援のための窓口があります。

被害に遭われたかたのほか、そのご家族のかたもご相談ください。

何の手続きが必要で、どんな支援が受けられるの？

まずお話をうかがい、何が必要で何ができるのかを一緒に整理していきましょう。

市役所内の各種手続きについても、被害者のかたの負担を軽減できるよう対応します。

また、相談内容に応じて、適切な関係機関につなぐことも行います。

主な関係機関

彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター総合対応電話 0120-735-001

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 (注)祝日、年末年始を除く 相談無料

ワンストップ支援センターでは、県(防犯・交通安全課)、警察(犯罪被害者支援室)、民間支援団体((公社)埼玉犯罪被害者支援センター)の3機関を集約し、それぞれの特色を生かした支援を迅速に提供しています。

アイリスホットライン(性暴力等犯罪被害専用相談電話)電話 0120-31-8341

年中無休 24時間対応 相談無料

アイリスホットラインは、埼玉県、(公社)埼玉犯罪被害者援助センター、埼玉県産婦人科医会、埼玉弁護士会が連携しており、性犯罪や性被害に遭われたかたの支援を行う相談電話です。

犯罪被害への理解をふかめましょう

犯罪被害は、いつ誰に起きるかわかりません。

被害に遭われたかたや、その家族・遺族のかたの気持ちを理解する

思いやりの心と地域社会の支えが必要です。



《白岡市犯罪被害者等支援条例》

令和3年4月1日に、白岡市犯罪被害者等支援条例が施行されました。この条例は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減又は回復を図り、もって安全で安心して暮らすことができるよう、支援するためのもので、条例の中で、市民や事業者の責務についても明らかにしています。

犯罪被害者等を支える地域社会の実現に向けて、ご理解とご協力をお願いします。

基本理念(第3条)

全ての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

犯罪被害者等の支援は、被害の状況及び原因、二次被害の状況等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、途切れることなく受けることができるように行わなければならない。

市民の責務(第5条)

市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

二次的被害とは？

犯罪等による直接的な被害を受けた後に、風評、ひぼう中傷、報道機関(報道を業として行う個人を含む。)による過度な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいいます。

事業者の責務(第6条)

事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等の支援に努めるものとする。

犯罪被害者等を雇用する事業者は、当該犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、犯罪被害者等の就労及び勤務について、十分配慮するよう努めるものとする。

犯罪に遭われたかたは、各種手続きや心身の不調に伴い、仕事を休まざるをえなかったり、また、仕事が手につかないことがあります。

そのようなときに、できる限りの配慮をしましょう。

問合せ 白岡市犯罪被害者等支援総合的対応窓口(安心安全課内)

電話 0480-92-1111(内線372・374)